

## 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートした。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め、保険料（税）の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料（税）率を据え置く自治体が多数であった。しかし、2018年に沖縄県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、国庫補助の増額がない状態で赤字解消すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上げにつながりかねない。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、所得も全国最低水準にある中、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれない。

そもそも、厚生労働省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料（税）率が高く、負担が限界になっていることは、市町村国保の構造的問題であると認識していたはずである。

全日本民主医療機関連合会「2018年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」によると、経済的な理由で、国保料（税）が払えず無保険状態になったり、保険証を持っていても医療費の窓口負担分の支払いが難しかったりしたために受診が遅れ、死亡した事例が県内2人、全国77人に達しているという深刻な事態も起こっている。

このように、高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国保を持続可能にするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張している。

ところがいま、全国的に進行しているのは、一般会計からの繰り入れ解消の計画的実行と保険料（税）の大幅引き上げ、そして県や市町村への保険者努力支援制度による政策誘導、特に収納率アップをめざす取り組みの中で、滞納による差し押さえが全国でも沖縄でも増加傾向にある。

現在進行している国保改革は、財政面からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、赤字解消計画を突出させて先行させることは避けるべきと考える。

そこで下記のとおり、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保制度の改善を進めていただくよう求める。

### 記

- 1 住民生活を守る立場で、全国知事会などが求めていた1兆円規模の国庫補助、定率補助の増額を実現すること。また、ほかの医療保険に比べても、所得に対する保険料（税）率が高いため、生活を圧迫しないよう国保料（税）の抑制、引き下げをめざすこと。
- 2 国庫補助増額によって均等割を廃止、もしくは減額すること。とりわけ、こどもの保険料均等割については廃止すること。
- 3 滞納による差し押さえは機械的に行わず、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう通知を出すこと。また、国民健康保険法第44条や第77条による減免制度を拡充すること。
- 4 赤字解消計画を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、国保料（税）抑制のための繰り入れを認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年7月5日

沖縄県うるま市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣